

みんなで支える 障がい者の自立



も く じ

1-1 障がい福祉サービスについて p1

1-2 障がい福祉サービス利用の流れ p3

1-3 受給者証・利用者負担金 p5

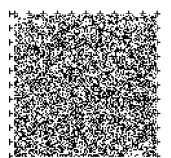
2 自立支援医療について p7

3 補装具について p8

4 地域生活支援事業について p9

5 児童福祉法に基づくサービスについて p11

このマークは音声コードです。専用アプリ
をダウンロードしたスマートフォンまたは
読み取り装置を使い、視覚障がいの方でも
情報を音声で聞くことができます。



しょう ふう し 障がい福祉サービスについて

しょう ふう し
障がい福祉サービスは「介護給付」、「訓練等給付」及び「相談支援」に分けられます。

かい ご きゅう ぷ 介護給付

じ たく く がいしゅつ し えん
自宅での暮らしや外出を支援するサービス

サービス名	内 容
きょ たく かい ご 居 宅 介 護 (ホームヘルプ)	じ たく にゆうよく はい しょくじ て だす か じ し えん つういん 自宅で入浴や排せつ、食事の手助けや家事などを支援します。また、通院をすると きの付き添いをします。
じゅう ど ほうもん かい ご 重度訪問介護	じゅう ど しょう つね かい ご ひつ よう かた じ たく にゆうよく はい か じ がい 重度の障がいがあり常に介護を必要とする方に、自宅での入浴、排せつ、家事や外 出時の支援をします。
どう こう えん ご 同 行 援 護	し かくしょう い どう こんなん かた たい がいしゅつじ どうこう い どう し えん がいしゅつさき 視覚障がいにより、移動が困難な方に対し、外出時に同行し、移動の支援や外出先 での代筆、代読、代行を行います。
こう どう えん ご 行 動 援 護	ち てきまた せい しんしょう こう どうじょうこんなん ゆう かた き けん かい ひ ひつ よう 知的又は精神障がいにより行動上困難を有する方に、危険を回避するために必要な 支援、外出支援をします。
じゅう どのしょうがいしゃ とう ほうかつ し えん 重度障害者等包括支援	つね かい ご ひつ よう せい たか かた きょ たく かい ご とう ふくすう ほう かつてき ていきよう 常に介護の必要性が高い方に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

にっちゅう かつどう し えん
日中の活動を支援するサービス

サービス名	内 容
たん き にゆう しょ 短 期 入 所 (ショートステイ)	じ たく かい ご かた びようき ふざい し せつ いち じ てき あず にちじょうせいかつ 自宅で介護をする方が病気などで不在のときに、施設で一時的に預かり日常生活の 世話をします。
せい かつ かい ご 生 活 介 護	つね かい ご ひつ よう かた し せつ おも ひる ま にゆうよく はい かい ご おこな 常に介護を必要とする方に、施設で主に昼間、入浴や排せつなどの介護を行うとと もに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
りょう よう かい ご 療 養 介 護	い りょう じょうじ かい ご ひつ よう かた い りょうき かん りょうよう かん り にちじょうせいかつ せ わ 医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で療養の管理、日常生活の世話をします。

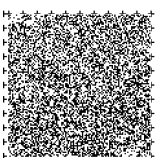
し せつ せい かつ し えん
施設での生活を支援するサービス

サービス名	内 容
し せつにゆうしょ し えん 施設入所支援	し せつ にゆうしょ かた にゆうよく はい しょくじ かい じょ おこな 施設に入所する方に入浴、排せつ、食事の介助などを行います。

しょう がい しゃ そう ごう し えん ほう きゅう ふ とう たい しょう かつ 障害者総合支援法(※) による給付等の対象となる方

しょうがい しゃ にちじょうせい かつ およ しゃ かいせい かつ そうごうてき し えん ほうりつ
※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

- 身体障害者の方は、身体障害者手帳の所持が必要です。
- 知的障害者の方は、療育手帳の所持または知的障害者更生相談所からの意見が必要です。
- 精神障害者の方は、有効期限内の精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証(精神通院)の所持または診断書の提出が必要です。『発達障害』も対象となります。
- 障害児の方は、障害者手帳の所持または診断書等の提出が必要です。
- 難病患者等の方は指定難病医療受給者証の所持または診断書の提出が必要です。



くん れん とう きゅう ぷ 訓練等給付

じ りつ しゅうろう し えん
自立や就労を支援するサービス

サービス名	内 容
じ りつ くん れん 自 立 訓 練 (機能訓練・生活訓練)	じ りつ にちじょうせい かつ しゃ かいせい かつ いっ てい き かん しん たい き のう せい かつのうりよく 自立し日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力 向上のために必要な訓練をします。
しゅくはくがた じ りつ くん れん 宿泊型自立訓練	きょしつ り ょう にちじょうせい かつのうりよく こうじょう し えん せい かつ かん そう だん おこな 居室を利用し、日常生活能力を向上させるための支援や生活に関する相談などを行 います。
しゅうろう せんたく し えん 就労選択支援	しゅうろう せんたく しゅう ほう かつ よう しゅうろう さき はたら かた ほん にん き ぼう しゅうろうのうりよく 就労アセスメントの手法を活用し、就労先・働き方について本人の希望、就労能力 や適性等に合った選択ができるよう支援を行います。
しゅうろう い ころ し えん 就労移行支援	いっ ばん き ぎょうとう はたら き ぼう かた たい いっ てい き かん しゅうろう ひつ よう し えん そう だん 一般企業等で働くことを希望する方に対して、一定期間、就労に必要な支援や相談 支援を行います。
しゅうろう けいぞく し えん 就労継続支援 (A型、B型)	いっ ばん き ぎょうとう はたら むずか かた し えん う はたら ば しょ ていきよう ひつ よう 一般企業等で働くことが難しい方に、支援を受けながら働く場所を提供し、必要な 知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を結ぶ A 型と結ばない B 型が あります。
しゅうろう てい ちやく し えん 就労定着支援	いっ ばんしゅうろう い こう かた しゅうろう ともな かんきようへん か せい かつ めん か だい しょう かつ 一般就労に移行した方で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方 に対して、企業や家族との連絡調整など課題解決に必要な支援を実施します。

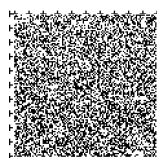
す ば せい かつ し えん
住まいの場で生活を支援するサービス

サービス名	内 容
きょうどうせい かつ えん じょ 共同生活援助 (グループホーム)	きょうどうせい かつ おこな じゅうきょ ちょう り そう だん とう えん じょ 共同生活を行う住居で、調理や相談等の援助をします。
じ りつせい かつ えん じょ 自立生活援助	しょう しゃ し えん し せつ とう ひとり ぐ はじ と き いっ てい き かん てい 障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを始めた時に、一定期間、定 期的に訪問などをし、必要な助言などの支援をします。

そう だん し えん 相談支援

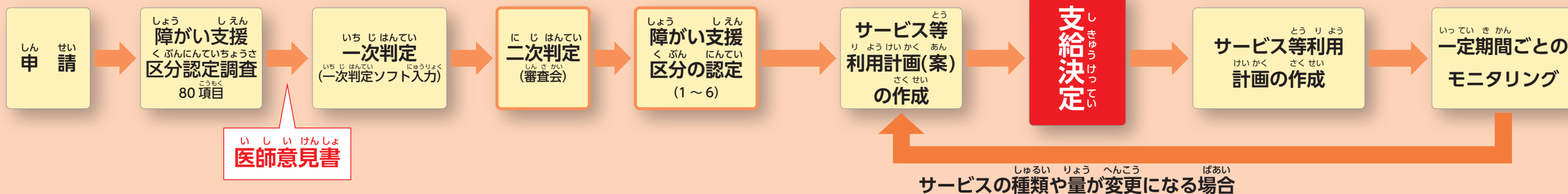
そう だん し えん
相談支援のサービス

サービス名	内 容
けい かく そう だん し えん 計画相談支援	しょう ふう し り ょう ひつ よう けい かく さく せい じ ぎょうしゃ かん 障がい福祉サービス利用に必要な計画の作成、サービス事業者や関 係機関との連絡調整を行います。また、サービスが適切に提供され ているかを確認して、利用計画の定期的な見直しを行います。
ち い き い こう し えん 地域移行支援	しょう しゃ し えん し せつ とう にゆうしょ かた ち い き せい かつ い こう 障がい者支援施設等に入所している方が、地域における生活に移行 するための活動に関する相談やその他の必要な支援をします。
ち い きてい ちやく し えん 地域定着支援	きょ たく たん しん とう せい かつ しょう しゃ じょうじ れん たく たい せい かく ほ きんきゅう 居宅に単身等で生活する障がい者と常時連絡体制を確保し、緊急の 事態に相談、緊急訪問その他の必要な支援をします。

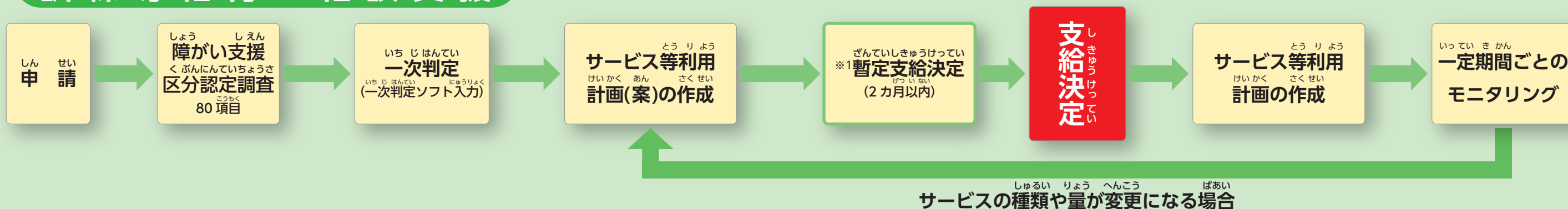


しょう ぶく し り よう なが 障がい福祉サービス利用の流れ

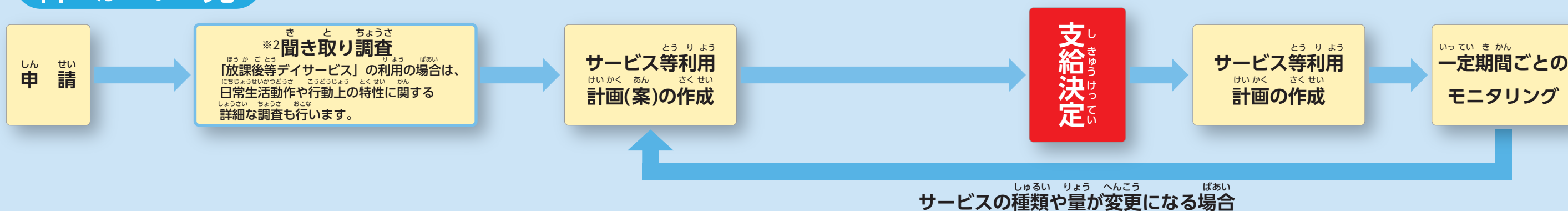
かい ご きゅう ふ 介 護 給 付



く ん れん とう きゅう ふ そう だん し えん 訓 練 等 給 付 ・ 相 談 支 援

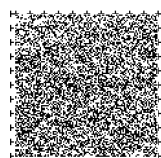


しょう じ 障 が い 児



※1 暫定支給決定の対象となるサービスは、自立訓練（機能訓練、生活訓練）・宿泊型自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型に限られます。

※2 障がい児の申請の場合は、障がいの種類や程度の把握のために、5 領域 20 項目の調査を行います。



(一)

障害福祉サービス受給者証	
受給者証番号	
支給決定障害者等	居住地 見 本
	フリガナ
	氏 名
	生年月日
見 童	フリガナ
	氏 名
	生年月日
障 害 種 別	1 2 3 5
交付年月日	令和 年 月 日
支給市町村名	郡山市 〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 電話 024-924-2381
及 び 印	

①支給決定を受けると、障がい福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）が交付されます。

受給者証には、サービスの利用に必要な情報が記載されています。

②支給決定を受けたサービスの種類で指定を受けた事業所の中から選択し、契約を結びます。

契約時には受給者証を提示してください。

※契約時には契約書等に署名をすることになります。

わからないところは、事業所によく確認をしてください。

障がい福祉サービスの利用者負担

◎障がい福祉サービスの定率負担は、次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区 分	ど ん な 人	月額上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低 所 得	市町村民税非課税世帯	0 円
一 般 1	市町村民税課税世帯（所得割 16 万円未満） ※入所施設利用者（20 歳以上）、共同生活援助利用者を除きます。（注）	9,300 円
一 般 2	上記以外	37,200 円

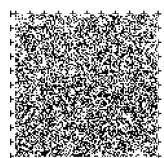
（注）入所施設利用者（20 歳以上）、共同生活援助利用者は、市町村民税課税世帯の場合「一般 2」になります。

< 新高額障害福祉サービス等給付費 >

65 歳になるまでに 5 年以上、特定の障がい福祉サービスを利用していた方で、一定要件を満たす場合、平成 30 年 4 月 1 日以降の障がい福祉相当介護保険サービスの利用者負担額が償還されます。

< 旧高額障害福祉サービス等給付費 >

障がい福祉サービスや障がい児（通所・入所）支援等を利用している世帯が、1 か月の利用者負担額の合計が世帯の基準額を超えた場合、超過した金額が償還されます。



◎共同生活援助の利用者には家賃の助成があります。

共同生活援助（重度障害者等包括支援の一環として提供される場合を含む。）

利用者（生活保護又は低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者 1 人当たり月額 1 万円を上限に補足給付が行われます。

※補足給付額 家賃が 1 万円未満の場合＝実額
1 万円以上の場合＝1 万円

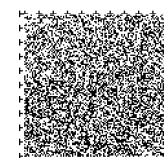
障がい児の利用者負担

区 分	ど ん な 人	月額上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低 所 得	市町村民税非課税世帯	0 円
一 般 1	市町村民税課税世帯（所得割 28 万円未満） 通所施設（短期入所含む）、 居宅介護利用の場合	4,600 円
	入所施設利用の場合	9,300 円
一 般 2	上記以外	37,200 円

※満 3 歳になって初めての 4 月 1 日から 3 年間は、児童発達支援等の利用者負担が無償化されます（申請は不要です）。また、3 歳未満であっても第一子かつ一定の条件を満たす場合には、利用者負担が無償化される場合があります（申請が必要です）。

◎所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世 帯 の 範 囲
18 歳以上の障がい者 （施設に入所する 18、19 歳を除く。）	障がい者本人とその配偶者
障がい児 （施設に入所する 18、19 歳を含む。）	保護者の属する住民基本台帳での世帯



自立支援医療について

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、更生医療、育成医療、精神通院医療制度の総称です。利用の際は、治療を開始する前に申請が必要なので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

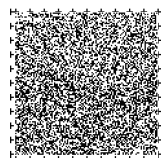
更生 → 障がい福祉課 TEL:024-924-2381
 精神 → 保健所 保健・感染症課 TEL:024-924-2163
 育成 → こども家庭課 TEL:024-924-3691

指定医療機関で対象となる医療を受けた場合、医療費は原則 1 割負担となります。ただし、利用者の属する*世帯の収入等に応じて上限額が設定されています。
 ※自立支援医療における「世帯」とは医療を受ける人と同じ医療保険に加入している家族のことです。

区 分	ど ん な 人	月額上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得 1	市町村民税非課税世帯で対象者の年収が 80 万 9 千円以下	2,500 円
低所得 2	市町村民税非課税世帯で低所得 1 以外	5,000 円
中間所得層	市町村民税課税世帯で所得割が 23 万 5 千円未満	医療保険自己負担 限度額と同額
一定所得 以上	市町村民税課税世帯で所得割が 23 万 5 千円以上	非 該 当

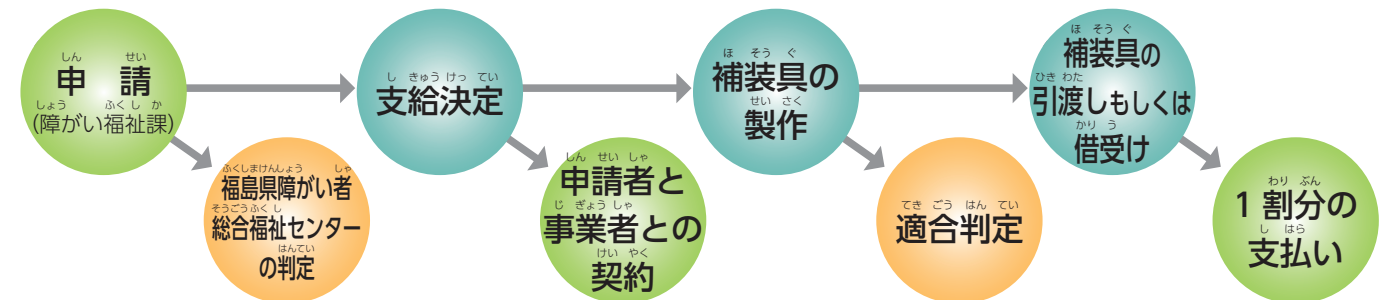
ただし、中間所得層以上の人でも、統合失調症や腎臓機能障がいの人のように重度でかつ継続的に医療費がかかる人に対しては、別に月額上限額が定められています。

ど ん な 人	月額上限額
所得割が 3 万 3 千円未満	5,000 円
所得割が 3 万 3 千円以上	10,000 円
所得割が 23 万 5 千円以上	20,000 円



補装具について

補装具の購入や修理を必要とする方に、障がいの内容や程度によって補装具費の支給を行います。利用に当たっては、補装具を購入する前に申請が必要です。

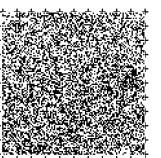


障害 区分	補 装 具 の 種 類	申 請 者 の 年 齢		判定の有無 (○: 必要)	備 考
		18 歳未満	18 歳以上		
肢 体 不 自 由	義 肢	○	○	○	骨格構造義肢については、巡回相談会での審査が必要
	装 具	○	○	○	
	姿勢保持装置	○	○	○	
	車 い す	○	○	○	既製品の介助用車いすは、判定不要
	電 動 車 い す	○	○	○	巡回相談会での審査が必要
	歩 行 器	○	○	○	
	歩 行 補 助 つ え	○	○		一本つえは日常生活用具給付事業
	車載用姿勢保持装置	○	○	○	
	起立保持具・頭部保持具	○			
	意 思 伝 達 装 置	○	○	○	
視 覚	視覚障害者安全つえ	○	○		
	義 眼	○	○	○	
聴 覚	め 鏡	○	○	○	
	補 聴 器	○	○	○	
	人工内耳用音声信号処理装置	○	○		修理のみ

◎利用者負担は、基準額までは原則として 1 割です。ただし市町村民税課税状況に応じて上限額が設定されています。

◎対象者が 18 歳以上の場合、本人又は配偶者のうち、市民税所得割額が 46 万円以上の場合、支給対象外です。

区 分	ど ん な 人	月額上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低 所 得	市町村民税非課税世帯	0 円
一 般	市町村民税課税世帯	37,200 円



地域生活支援事業について

地域の実情に合わせて市が独自に行うサービスです。

○相談支援事業
郡山市から委託を受けた事業者が当事者やご家族からの地域生活に関する相談に応じ、障がい福祉サービスの利用を一緒に考えます。

自立生活センターオフィス II
住所：〒963-8022 郡山市西ノ内二丁目 11-15
電話：024(934)0118
FAX：024(925)4558

郡山市障害者福祉センター
住所：〒963-8833 郡山市香久池一丁目 15-15
電話：024(934)0018
FAX：024(933)2336

地域生活支援センターふっとわーく
住所：〒963-8813 郡山市小原田二丁目 4-7
電話：024(941)0570
FAX：024(941)0575

コンサル
住所：〒963-0107 郡山市安積町四丁目 3-1
電話：024(945)1100
FAX：024(945)1129

コスモスクラブ
住所：〒963-0209 郡山市御前南五丁目 58
電話：024(973)7311
FAX：024(973)8660

ecco (エッコ)
住所：〒963-0102 郡山市安積町笹川字経坦 52
電話：024(937)2195
FAX：024(945)0379

社会福祉法人 郡山市社会福祉協議会
住所：〒963-8024 郡山市朝日一丁目 29-9
電話：024(983)8311
FAX：024(954)7781

○移動支援事業
全身性障がい等により外出が困難な人に、介助者を派遣します。

○日中一時支援事業
障がい児者の介助者が不在で日中介護ができないときに、施設等で一時的にお預りします。

○地域活動支援センター
社会交流を促進するため、日中活動の場として、創作活動や生活活動の機会の提供をします。

○訪問入浴サービス事業
自宅で入浴困難な重度な障がい者等を訪問し、入浴サービスを提供します。

○意思疎通支援事業
聴覚、音声言語機能の障がい等により、意思疎通が困難な人に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

○社会参加促進事業
スポーツやレクリエーション活動を通して、障がい者の交流、余暇、体力の増強をサポートします。

○日常生活用具給付事業
重度の障がい者等の生活の利便を図るため日常生活用具を給付します。

地域生活支援事業を利用したときにかかる費用

○移動支援事業、日中一時支援事業を利用すると、利用した費用の1割分を利用者は負担します。ただし、利用者の属する世帯の市町村民税課税状況に応じて上限額が設定されています。

○相談支援事業、地域活動支援センター、訪問入浴サービス事業、意思疎通支援事業、社会参加促進事業を利用した場合、利用者負担金はありません。

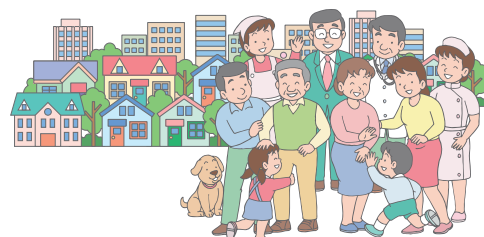
○日常生活用具給付事業の利用者負担は、基準額までは原則として1割です。ただし、補装具に準じた上限額が適用されます。

移動支援事業、日中一時支援事業の利用者負担

区分	どんな人	月額上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
中間所得層	市町村民税課税世帯で所得割が3万3千円未満	2,500円
	市町村民税課税世帯で所得割が3万3千円以上23万5千円未満	5,000円
一定所得以上	市町村民税課税世帯で所得割が23万5千円以上46万円未満	10,000円
	市町村民税課税世帯で所得割が46万円以上	18,600円

○障がい福祉サービスと移動支援事業、日中一時支援事業の利用者負担金を合算し、合算した額が基準額（中間所得層及び一定所得以上は37,200円）を超えた場合、超えた分は高額地域生活支援給付費が支給されます。

○日中一時支援事業利用者はサービス費用の1割に加えて、食費や光熱水費等が自己負担となります。



児童福祉法に基づくサービスについて

障がいのある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、年齢や障がい特性に応じた専門的な支援が提供されます。

サービス名	内 容
児童発達支援 (未就学児)	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス (就学児)	放課後又は休業日において、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等で外出が困難な児童の居宅を訪問し、上記児童発達支援を提供します。
保育所等訪問支援	訪問支援員が、保育所等(小・中・高校や学童保育等を含む)を定期的に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。 ○児童本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等) ○訪問先施設スタッフ等に対する支援(支援方法等の助言等)
障害児相談支援	障がい児通所支援サービス利用に必要な計画の作成、サービス事業者や関係機関との連絡調整を行います。また、サービスが適切に提供されているかを確認して、利用計画の定期的な見直しを行います。



※18歳未満の障がいのあるお子さんの施設入所サービスについては、専門的な判断を行う必要があるため、児童相談所が相談窓口となります。
(福島県県中児童相談所 TEL024-935-0611)

令和7年11月発行

申請等に関するお問合せは

郡山市保健福祉部 障がい福祉課
(主に身体、知的、児童)

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号
TEL 024-924-2381 FAX 024-933-2290
Eメール shougaifukushi@city.koriyama.lg.jp

郡山市保健所 保健・感染症課
(主に精神、難病)

〒963-8601 郡山市朝日二丁目15番1号
TEL 024-924-2163 FAX 024-934-2960
Eメール hokenkansen@city.koriyama.lg.jp

